

第42号議案

中野区職員の給与に関する条例及び中野区職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出します。

令和4年6月22日

提出者 中野区長 酒 井 直 人

(提案理由)

特別非常勤講師を会計年度任用職員として任用するに当たり、規定を整備する必要がある。

中野区職員の給与に関する条例及び中野区職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

次に掲げる条例の規定中「教員」を「教諭」に改める。

- (1) 中野区職員の給与に関する条例（昭和26年中野区条例第16号）第1条第2項第1号
- (2) 中野区職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成10年中野区条例第1号）第1条第2項

附 則

この条例は、公布の日から施行する。